

航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する 国際フォーラムに参加して

航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する国際フォーラム（International Forum on Business Ethical Conduct for the Aerospace and Defense Industry：IFBEC）の第7回年次大会（Annual Conference）が2016年11月15日、16日の2日間、英国ロンドンのメイフェアホテルで開催された。

米国航空宇宙工業会（AIA）と欧州航空宇宙防衛工業会（ASD）所属の欧米主要企業から企業倫理・コンプライアンス責任者を始め、経済協力開発機構（OECD）、北大西洋条約機構（NATO）、トランスペアレンシー・インターナショナルUK（TI-UK）等のNGO団体から総勢92名に及ぶ関係者が参加し、交流・情報交換が行われた。今回、SJAC企業倫理委員会から富士重工業と事務局が参加した。以下、本国際会議について概要を報告する。



会場のメイフェアホテル

（開催実績）

- 第1回（2010年1月13日：ドイツ・ベルリン）
- 第2回（2011年10月19-20日：米国・ワシントンDC）
- 第3回（2012年9月13-14日：スペイン・マドリード）
- 第4回（2013年10月15-16日：米国・ワシントンDC）
- 第5回（2014年11月8-9日：ベルギー・ブリュッセル）
- 第6回（2015年11月19-20日：米国・ボストン）

1. はじめに

(1) AIAとASDは2009年11月にヘルシンキで「航空宇宙産業に関するビジネス倫理の国際原則」（Global Principles of Business Ethics for the Aerospace and Defense Industry：以下、「国際原則」）に調印し、それまで欧米がそれぞれ倫理綱領を定め、個別に実践していたものを、欧米間で共通の企業倫理憲章を持つことに改められた。翌年2010年1月に第1回のIFBEC Annual Conferenceがベルリンで開催された後、欧州と米国で交互に実施されており、

今回で7回目の開催となる。

(2) 「国際原則」の主な内容は、

- ①それぞれの企業は社員教育を推進し、内部告発を奨励するための組織を作ること
- ②汚職防止に関し国際法、ビジネスを展開する相手国の法律や社内規則などを遵守するべく、細目の規定を設けること
- ③アドバイザーを活用する場合、法遵守の教育を行うとともに、金銭の支払いなどをきちんと管理すること

- ④利益相反にならぬよう、各種の法律や規則、命令への遵守を求めること
 - ⑤企業の秘密の遵守として、自分の属する会社の秘密はもちろん、以前属していた会社の秘密をも遵守すること
- などを求めている。

(3) IFBEC会員は、レイセオン社（現IFBEC議長会社）、エアバス社（現IFBEC副議長会社）を始め、BAEシステムズ社、サーブ社、サフラン社、ゼネラル・ダイナミクス社、ダッソー・アビエーション社、タレス社、ノースロップ・グラマン社、ボーイング社、レオナルド・フィンメカニカ社、ロールス・ロイス社、ロッキード・マーチン社などの他に、2016年より韓国航空宇宙産業（KAI）、コングスバーク社、ボンバルディア社が新規加入し、現在33社から構成されている。

(4) IFBECのミッションは、AIAとASD共通の企業倫理規範である「国際原則」を通じ企業倫理を世界の航空宇宙産業全体に普及させていくことであるが、年に一度の国際フォーラムの開催を通じ、企業、政府、一般団体などの情報交換や最優良事例の発表とともに、双方向の対話を通じ、業界全体の倫理基準の強化を図っている。

(5) SJACの対応としては、

- ①欧米とともに国際的なビジネス倫理活動を推進していく必要がある。
 - ②この活動の基本は、企業の自主的な活動であり、工業会は倫理活動を勧奨するが、管理監督はしない。
 - ③欧米が倫理活動の推進として重視している贈収賄に焦点を置き、我が国で既に制定されている経団連憲章を参考とする。
- という考え方をもとに、2008年「航空宇宙産

業ビジネス倫理要綱」を策定した。その後、本国際フォーラムにも参加し、情報収集を行い、会報を通じて会員企業に情報提供を行っているところである。

2. 第7回年次大会の概要

2日間に亘る年次大会はIFBEC議長のレイセオン社ティモシー・シュルツ氏（Timothy Schultz, Vice President, Ethics and Business Conduct）と副議長のタレス社ドミニク・ラムルー氏（Dominique Lamoureux, Vice President, Ethics and Corporate Responsibility）らが進行を務めた。以下、主要な講演について報告する。

(1) Opening Remarks

シュルツ議長の開会宣言に引き続き、BAEシステムズ社CEOイアン・キング氏（Ian King）が登壇した。主要発言は次のとおり。

- ・BAEシステムズ社は1999年から企業倫理への取り組みを強化しており、現在は新しい方策や手順の設定、行動基準、倫理基準プログラムを改定している。

近年、人的リスクが年々増大しており、教育やサーベイを行いながらリスクの摘み取りを考えた行動基準を策定している。

- ・次のアクションとしては、変化するビジネス環境への対応、サプライチェーンへの拡大、技術的なチャレンジを行いながら更なる挑戦をしていく。

企業価値が多様化し、技術リスク、人的リスク、情報リスクに加え、風評リスク（認知やイメージといった評価）が企業経営上欠かせないものとなっている。また、海外企業との取引が増大し、各国政府の動向も無視できない状況になってきており、企業倫理のサプライチェーンへの拡大が必要となっている他、セキュリティに対する技術的対応も維持向上させていく必要がある。



年次大会風景：左はシュルツ議長、右：富士重工業 桑島典昭氏

(2) IFBEC Three-Year (2016-2018) Plan
「IFBEC-3年計画」

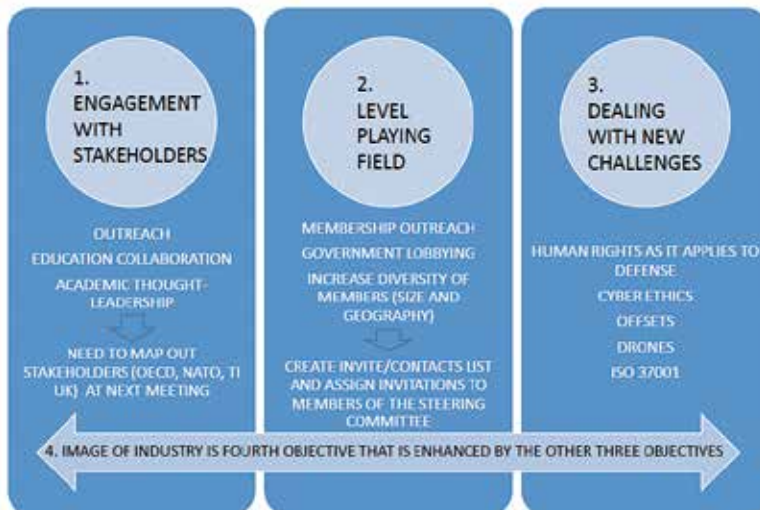
シュルツ議長及びラムルー副議長からIFBECの活動経緯（前述「1.はじめ」に参照）の説明後、BAEシステムズ社のデボラ・アレン氏（Deborah Allen）からIFBECの今後3年間の活動方針として、次の4点を基に適宜見直しながら進めていく旨説明があった。また、今後は国際ビジネス倫理（企業倫理）のレベル合わせを政府にも働きかけていく考えが示された。

①利害関係者との関係構築について、教育

面の協力等に関しOECD、NATO、TI-UK等との綿密な計画立案のための会合を実施する。

- ②招待またはコンタクトリストを作成し、IFBEC運営委員会のメンバーとして召集する。
- ③防衛と人権、情報倫理（cyber ethics）、オフセット、ドローン、ISO37001等の新たな課題に取り組む。
- ④上記3点への取り組み、強化が業界のイメージとして4番目の活動につながるべく、試行錯誤を含め、進めていく。

IFBEC THREE-YEAR (2016-2018) PLAN: ADDRESS THE FOLLOWING FOUR OBJECTIVES THROUGH GLOBAL COLLECTIVE ACTION



(3) OECD Convention's stakes and challenges
「OECD外国公務員贈賄防止条約の利害と課題」

OECD贈賄作業部会議長のドラゴ・コス氏 (Drago Kos) から同作業部会が行っている本条約締結国への贈賄防止に対する立法や措置の実施状況の監視・促進活動について、次のとおり説明があった。

- ・1999年発効の本条約では各締結国 (41か国) の措置の同等性を確保することが、世界的な外国公務員贈賄防止の進展を図る上で重要である。
- ・本条約の完全な実施を監視・促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する旨の規定があり、これに基づき、監視機能を持つ同贈賄作業部会が順次、各国審査を実施中である。
- ・日本を始め、外国公務員への贈賄を規制する法制度に問題がある国が複数あり、改善を申し入れ中。

(補足1) OECDのHP等によると日本は本条約に署名の上、国内では「不正競争防止法」を改正 (外国公務員等贈賄罪：同法18条他) して対応してきたが、これまで外国公務員への贈賄で起訴されたケースはわずか4件となっている。日本経済の規模から考えると贈賄摘発に消極的との疑念を贈賄作業部会に持たれており、2016年6月にはコス議長を始め、同部会関係者が来日し、政府関係者 (外務省、経済産業省、法務省、警察庁、国税庁) と協議が行われている。

(補足2) Progress Report 「OECD外国公務員贈賄防止条約の運用状況に関する報告 (2015年8月発行) から抜粋 - (TI及びTI-ジャパンHP参照)
条約締結国41か国から輸出規模の小さ

い2か国 (アイスランド、ラトビア) を除いた39か国を監視対象として前年の捜査・訴追件数を基に4段階評価。条約締結国で世界の輸出割合の約2/3を占める。

- ①積極的実施 (Active Enforcement) - 世界の輸出割合 22.8% : アメリカ、イギリス、スイス、ドイツ (4か国)
- ②ほどほど (並み) に実施 (Moderate Enforcement) - 世界の輸出割合 8.8% : イタリア、オーストラリア、オーストリア、カナダ、ノルウェー、フィンランド (6か国)
- ③限定的に実施 (Limited Enforcement) - 世界の輸出割合 12.7% : オランダ、韓国、ギリシャ、スウェーデン、ニュージーランド、ハンガリー、フランス、ポルトガル、南アフリカ (9か国)
- ④ほとんど実施されていない (Little or No Enforcement) - 世界の輸出割合 20.4% : アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、エストニア、コロンビア、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、トルコ、日本、ブラジル、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、メキシコ、ルクセンブルグ、ロシア (20か国)

(4) The New Anti-Bribery Standard ISO37001
「新たな国際規格『ISO37001 (贈賄防止マネジメントシステム)』」

グローバルインフラ腐敗防止センター (Global Infrastructure Anti-Corruption Centre : GIACC) ディレクター兼ISO37001プロジェクト委員会議長 ニール・スタンベリー氏 (Neill Stansbury) から2016年10月15日に国際標準化機構 (ISO) により制定されたISO37001について次のとおり概要説明が行

われた。

- ①本規格は英国規格協会（British Standards Institution：BSI）、ロンドン市警等により2011年に制定された贈賄防止規格BS10500を基に、2013年にISO委員会（議長：英国、参加国37か国、日本等のオブザーバー22か国、OECD等関連機関8団体）を設立し、検討開始。
- ②ISO37001は腐敗防止に向けたマネジメントシステムに関する世界初の規格であり、企業による効果的な贈賄防止管理システムの導入支援を目的としており、公共、民間、第三セクターの大小中すべての規模の組織に適用が可能である。
- ③ISO37001は贈賄行為が行われないという保証の提供は出来ないが、企業が贈賄防止の適切な措置を講じていることの証明に役立つ。
- ④ISO37001はISO9001（品質（顧客満足）マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）と同様に審査による認証取得が可能である。（ISO37001の要求事項の一例）
- ⑤贈賄防止の方針とプログラムの実施
 - ・パートナー、下請業者、サプライヤー、コンサルタント等の関係先への方針、プログラムの通知
 - ・（専任又は兼任）プログラムを監督するコンプライアンスマネージャーの任命
 - ・贈賄防止教育の実施
 - ・贈収賄リスクの適正評価
 - ・報告（内部告発）手順の設定 等

(5) Cyber and Big Data

「サイバーとビッグデータ」

Security Practitioners LtdのCEOクラウディア・ナタンソン博士（Dr. Claudia Natanson）

が情報セキュリティの経験を共有し、参加者がサイバー攻撃による「セキュリティ侵害」への準備を確実にするためのポイントを提示した。

- ①インターネットは世界（企業、学界、政府、規制団体、法関連）を大きく変え、拡大するデジタル技術の世界では脅威の変化が激しい。最近では家電や車などもネットワーク化されており、扱うデータ量が急激に増大し、さらに相互データ交換がオンラインでリアルタイムに行われる。作業効率の向上につながった一方で情報盗難、詐欺、業務妨害、個人情報盗難、トロイの木馬やパスワードクラック、フィッシング、スパイウェアなどにより新たな被害環境に晒されることとなり、組織のセキュリティ確保がより重要になっている。
- ②この脅威に対処するためのポイントは次の5点。
 - ・情報を含む資産管理の導入（守るべき資産の特定、セキュリティリスクの洗い出し等）
 - ・企業経営者のトップダウンによる従業員の意識改革と教育訓練－人的要因に対する最も効果的な防御策。（自社のみならずサプライチェーン等を含む）
 - ・リスクに基づくセキュリティプログラムの導入（攻撃側は常にレベルアップするため、対策に終わりがいいことを認識すべき。）
 - ・100の方針よりはむしろ、わずかだが企業幹部が署名した、最新の意識改革とトレーニングに焦点を当てた方針でなければならない。管理は進行状況を追跡するために、指標を特定し、設定する必要がある。
 - ・プログラムのセキュリティ成熟度の理

解に焦点を当て、そのレベルの向上に努める。(レベル目標の達成よりもレベル維持が難しい。)

(6) Anti-Slavery – Challenges to Implement the Modern Slavery Act in UK

「反奴隷制 - 英国現代奴隷法実施の課題」

英国内務省 独立反奴隷コミッショナー (UK Independent Anti-Slavery Commissioner) ケビン・ハイランド氏 (Kevin Hyland OBE) による講演。

同コミッショナーの役割は「Modern Slavery Act 2015 (2015年現代奴隷法)」に基づき、英国における奴隷制度と人身売買犯罪の防止、調査、起訴と、犯罪犠牲者を発見、保護するものであり、課題解決に向けた次の5つの優先テーマを掲げ、対応中である旨説明があった。

- ①犠牲者の発見と保護
- ②法執行と刑事司法の対応促進
- ③協働作業における最優良事例の促進
- ④サプライチェーンの透明性向上、労働搾取と戦うための民間企業等との連携
- ⑤国際協力

(補足) 同法は英国における強制労働、人身売買や児童労働のような「現代の奴隷」を根絶するための法律であり、全世界での年間売上高3600万ポンド(約50億円)以上の、英国で事業(又は事業の一部)を行う企業に適用される。対象企業は自社及びサプライチェーンにおける「奴隷制や人身売買に関する声明」を会計年度毎に公表することが求められている。

(7) 次回(第8回)年次大会は2017年秋に米国ワシントンDCで開催の予定。(詳細未定)

3. 所感

我が国も防衛装備移転3原則の閣議決定以降、海外の航空宇宙工業会との防衛分野における交流が増加傾向にあり、SJAC会員企業が参加するビジネスミーティングも盛んになっている。海外とのビジネスを指向するにおいては各国の調達制度や輸出管理制度の理解は勿論のこと、国際ビジネス倫理行動の理解と実践も重要なファクターとなる。

今回のIFBEC年次大会では外国公務員贈賄防止条約、英国現代奴隷法、ISO37001規格等、

The infographic is divided into two main sections. The left section, titled 'Role of the Independent Anti-Slavery Commissioner', features a blue background with a globe icon and the text: 'The role of the Commissioner was created by Section 41 of the Modern Slavery Act 2015 in order to encourage good practice in:'. It lists two bullet points: 'The prevention, detection, investigation and prosecution of slavery and Human Trafficking offences.' and 'The identification of victims of those offences.' The right section, titled 'Independent Anti-Slavery Commissioner's 5 Strategic Priorities', has a light grey background and lists five priorities: 'Priority 1: Victim identification and care', 'Priority 2: Driving an improved law enforcement and criminal justice response', 'Priority 3: Promoting best practice in partnership working', 'Priority 4: Private sector engagement to encourage supply chain transparency and combat labour exploitation', and 'Priority 5: International Collaboration.' At the bottom of the infographic, the website 'www.independentanti-slavery.com' and the Twitter handle '@UKAntiSlavery' are provided.

日本企業にも影響を及ぼすものが数多く取り上げられていた。

例えば、前述2(3)のOECDの指摘に関連し、今後は日本でも外国公務員等贈賄罪による積極的な摘発が増えるという見方もある。国際ビジネス倫理に関しても世界の動きは早く、

ルールの制定改廃が常であり、会員各社は絶えず情報を集め、自社の行動規範・倫理要綱やコンプライアンスルールの再確認・見直し、教育等に反映することが重要である。本報告もその一助となることを期待する。

〔(一社) 日本航空宇宙工業会 国際部部長 川原 亘弘〕